

令和 8 年度和泉市 一般会計 特別会計 予算書

一般会計 予算
特別会計

目 次

一 般 会 計

1 一般会計予算	4
(1) 第1表 歳入歳出予算	5
(2) 第2表 繙続費	10
(3) 第3表 債務負担行為	11
(4) 第4表 地方債	14

特 別 会 計

1 国民健康保険事業特別会計	15
(1) 第1表 歳入歳出予算	16
(2) 第2表 債務負担行為	18
2 公共用地先行取得事業特別会計	19
(1) 第1表 歳入歳出予算	20
(2) 第2表 地方債	22
3 介護保険事業特別会計	23
(1) 第1表 歳入歳出予算	24
4 後期高齢者医療事業特別会計	26
(1) 第1表 歳入歳出予算	27
(2) 第2表 債務負担行為	29

議案第 3 号

令和8年度 和泉市一般会計予算

令和8年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 90, 400, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7, 000, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 市税		25,951,735
	1 市民税	12,322,835
	2 固定資産税	9,938,631
	3 軽自動車税	458,734
	4 市たばこ税	1,187,000
	5 都市計画税	2,044,535
2 地方譲与税		361,476
	1 地方揮発油譲与税	70,000
	2 自動車重量譲与税	260,000
	3 森林環境譲与税	31,476
3 利子割交付金		90,000
	1 利子割交付金	90,000
4 配当割交付金		350,000
	1 配当割交付金	350,000
5 株式等譲渡所得割交付金		450,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	450,000
6 法人事業税交付金		450,000
	1 法人事業税交付金	450,000
7 地方消費税交付金		4,800,000
	1 地方消費税交付金	4,800,000
8 ゴルフ場利用税交付金		38,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	38,000
9 環境性能割交付金		15,000
	1 環境性能割交付金	15,000
10 国有提供施設等所在市町村助成 交付金		222,282
	1 国有提供施設等所在市町村助成 交付金	222,282
11 地方特例交付金		282,305
	1 地方特例交付金	282,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	305

(単位：千円)

款	項	金額
12 地方交付税		12,000,000
	1 地方交付税	12,000,000
13 交通安全対策特別交付金		20,510
	1 交通安全対策特別交付金	20,510
14 分担金及び負担金		246,836
	1 負担金	246,836
15 使用料及び手数料		1,170,780
	1 使用料	782,959
	2 手数料	387,821
16 国庫支出金		22,108,682
	1 国庫負担金	18,680,107
	2 国庫補助金	3,269,632
	3 国庫委託金	51,413
	4 国庫交付金	107,530
17 府支出金		7,718,845
	1 府負担金	5,468,982
	2 府補助金	1,658,317
	3 府委託金	378,658
	4 府交付金	212,888
18 財産収入		270,594
	1 財産運用収入	96,096
	2 財産売払収入	174,498
19 寄附金		1,575,000
	1 寄附金	1,575,000
20 繰入金		4,616,109
	1 特別会計繰入金	312,340
	2 基金繰入金	4,303,769
21 諸収入		429,646
	1 延滞金及び加算金	16,609
	2 市預金利子	1,540
	3 貸付金元利収入	7,502

(単位：千円)

款	項	金額
	4 受託事業収入	21,702
	5 雑入	382,293
22 市債		7,232,200
	1 市債	7,232,200
歳入合計		90,400,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		447, 618
	1 議会費	447, 618
2 総務費		7, 043, 050
	1 総務管理費	5, 776, 928
	2 徴税費	698, 810
	3 戸籍住民基本台帳費	425, 224
	4 選挙費	80, 812
	5 統計調査費	30, 623
	6 監査委員費	30, 653
3 民生費		44, 855, 735
	1 社会福祉費	18, 388, 319
	2 児童福祉費	18, 828, 265
	3 生活保護費	7, 631, 173
	4 災害救助費	7, 978
4 衛生費		6, 386, 919
	1 予防衛生費	2, 646, 698
	2 環境衛生費	3, 179, 806
	3 墓地管理費	253, 094
	4 上水道費	307, 321
5 農林水産業費		350, 751
	1 農業費	311, 711
	2 林業費	39, 040
6 商工費		1, 087, 849
	1 商工費	1, 087, 849
7 土木費		5, 606, 067
	1 土木管理費	250, 547
	2 道路橋梁費	1, 809, 025
	3 河川水路費	252, 654
	4 都市計画費	2, 411, 977
	5 住宅費	881, 864
8 消防費		2, 106, 485

(単位：千円)

款	項	金額
	1 消防費	2,106,485
9 教育費		14,950,858
	1 教育総務費	7,169,835
	2 小学校費	2,505,122
	3 中学校費	1,096,798
	4 幼稚園費	135,891
	5 社会教育費	3,627,533
	6 保健体育費	415,679
10 災害復旧費		4
	1 農林施設災害復旧費	2
	2 土木施設災害復旧費	2
11 公債費		5,553,361
	1 公債費	5,553,361
12 諸支出金		1,911,303
	1 災害援護資金貸付金	7,000
	2 基金費	1,904,303
13 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		90,400,000

第 2 表 繼 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
4 衛 生 費	4 上 道 水 費	旧泉北水道企業団施設撤去事業	千円 843,000	令和 8 年度	千円
				令和 9 年度	303,480
				令和 10 年度	539,520

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
指定金融機関公金取扱事業	令和8年度 (令和9年度	千円 20,196
公共施設等総合管理計画等改訂事業	令和8年度 (令和9年度	12,000
(仮称)防災備蓄倉庫整備事業	令和8年度 (令和9年度	207,300
市税納付書等同封説明資料印刷事業	令和8年度 (令和9年度	3,141
市税データエントリー委託事業	令和8年度 (令和9年度	5,188
市税納付書等印刷及び封入封緘事業	令和8年度 (令和9年度	20,818
市税納付書等印刷及び封入封緘事業	令和8年度 (令和9年度	15,455
市税納付書等印刷及び封入封緘事業	令和8年度 (令和9年度	7,950
大阪府知事選挙及び大阪府議会議員事業	令和8年度 (令和9年度	22,498
電子地域ポイント事業	令和8年度 (令和12年度	66,530
土木技術補助委託事業	令和8年度 (令和9年度	56,000
車両購入事業	令和8年度 (令和9年度	8,700
府中信太山線測量事業	令和8年度 (令和9年度	33,100
北信太駅前整備事業	令和8年度 (令和9年度	90,000
宮之前橋橋梁架替事業	令和8年度 (令和9年度	277,000

事 項	期 間	限 度 額
都市計画マスターplan・立地適正化計画改訂事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	千円 10,600
はしご付消防ポンプ自動車購入事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	150,000
消防ポンプ自動車購入事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	25,700
小型動力ポンプ付積載車購入事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	104,800
(仮称) 富秋学園図書室運営事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	7,392
A I 型デジタル教材活用事業	令和 8 年度 (令和 10 年度	59,524
いざみ希望塾運営事業	令和 8 年度 (令和 10 年度	135,448
南松尾はつが野学園通学バス事業	令和 8 年度 (令和 11 年度	221,739
楳尾学園通学バス事業	令和 8 年度 (令和 11 年度	549,522
楳尾学園放課後課外学習支援事業	令和 8 年度 (令和 11 年度	8,450
英語力向上支援事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	10,476
富秋中学校什器等処分事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	27,000
青葉はつが野小学校給食自校調理委託事業	令和 8 年度 (令和 11 年度	108,496
北松尾小学校給食自校調理委託事業	令和 8 年度 (令和 11 年度	101,424
いぶき野小学校大規模改修事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	11,123

事項	期間	限度額
いぶき野小学校給食室改修事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	千円 69,927
和気小学校給食室改修事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	10,515
郷荘中学校給食自校調理委託事業	令和 8 年度 (令和 11 年度	84,271
(仮称) 富秋学園給食自校調理委託事業	令和 8 年度 (令和 11 年度	105,637
和泉中学校大規模改修事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	6,638
石尾中学校大規模改修事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	12,654
(仮称) 富秋学園等留守家庭児童会運営委託事業	令和 8 年度 (令和 11 年度	442,810
檜尾山レクリエーションセンター利用促進事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	30,000
美術館茶室耐震補強事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	151,766
(仮称) 北部総合スポーツ公園基本計画策定事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	34,000
(仮称) 北部総合スポーツ公園PFI導入可能性調査事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	11,000
計		3,336,788

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方法	利 率	償 還 の 方 法				
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他
防災施設整備事業	千円 259,200	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金等につい て、利率の 見直しを行 った後に おいては当 該見直し後 の率)	政 府 銀 行 其 他	年以内	年以内	年賦若しく は半年賦、 元利均等若 しくは元金 均等償還又 は満期一括 償還	左記の条件 の範囲内に おいて借入 先に融資条 件がある場 合、その条 件に従うこ とができる。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、若し くは繰上償 還又は低利 に借換えす ることができる。
リージョンセンター 整備事業	22,500				20	3		
情報系基盤改修事業	31,600				20	3		
電気自動車整備事業	9,100				5	1		
W E B 口座振替事業	2,400				5	1		
災害援護資金貸付事 業	7,000				5	1		
電子地域ポイントシ ステム構築事業	15,300				20	3		
児童福祉施設整備事 業	921,200				20	3		
いづみ霊園整備事業	7,300				20	3		
市設墓地整備事業	2,200				20	3		
来訪促進電子雑誌作 成事業	16,800				5	1		
道路橋梁整備事業	523,500				20	5		
北信太駅前整備事業	10,200				20	5		
河川整備事業	92,100				20	5		
都市計画整備事業	271,200				20	3		
市営住宅整備事業	309,600				25	5		
消防施設整備事業	269,500				20	3		
義務教育施設整備事 業	3,722,200				30	5		
幼稚園整備事業	3,600				10	2		
社会教育施設整備事 業	669,500				20	3		
体育施設整備事業	66,200				20	3		
計	7,232,200							

議案第 4 号

令和8年度 和泉市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17, 458, 429千円と定める。

2 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 嶸入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4, 000, 000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

第 1 表 歳入歳出予算（事業勘定）

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		3,476,504
	1 国民健康保険料	3,476,504
2 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
3 使用料及び手数料		1,493
	1 手数料	1,493
4 国庫支出金		1,761
	1 国庫補助金	1,761
5 府支出金		12,332,618
	1 府補助金	12,332,618
6 財産収入		2,133
	1 財産運用収入	2,133
7 繰入金		1,619,686
	1 一般会計繰入金	1,599,516
	2 基金繰入金	20,170
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		24,232
	1 延滞金及び過料	17,122
	2 貸付金元利収入	60
	3 雑入	7,050
歳 入 合	計	17,458,429

2 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		242,959
	1 総務管理費	121,284
	2 徴収費	120,991
	3 運営協議会費	361
	4 趣旨普及費	323
2 保険給付費		12,070,480
	1 療養諸費	10,315,972
	2 高額療養費	1,652,643
	3 移送費	195
	4 出産育児諸費	55,024
	5 葬祭費	10,950
	6 精神・結核医療給付金	35,596
	7 傷病手当金	100
3 国民健康保険事業費納付金		4,871,251
	1 医療給付費分	3,347,095
	2 後期高齢者支援金等分	1,060,397
	3 介護納付金分	367,273
	4 子ども・子育て支援納付金分	96,486
4 保健事業費		212,216
	1 特定健康診査等事業費	123,010
	2 保健事業費	89,206
5 基金積立金		2,133
	1 基金積立金	2,133
6 公債費		680
	1 一般公債費	680
7 諸支出金		8,710
	1 債還金及び還付加算金	8,710
8 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出合計		17,458,429

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
本算定納付書印刷及び封入封緘事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	千円 5,010
本算定納付書同封説明資料印刷事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	千円 528
督促状印刷及び封入封緘事業	令和 8 年度 (令和 10 年度	千円 7,590
資格確認書等印刷及び封入封緘事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	千円 3,967
資格確認書等同封説明資料印刷事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	千円 392
受診券等印刷及び封入封緘事業	令和 8 年度 (令和 9 年度	千円 2,170

議案第 5 号

令和8年度 和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和8年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 858, 923千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 財産収入		312,340
	1 財産売払収入	312,340
2 繰入金		308,783
	1 一般会計繰入金	308,783
3 市債		237,800
	1 市債	237,800
歳 入	合 計	858,923

2 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 公共用地先行取得事業費		237,800
	1 公共用地先行取得事業費	237,800
2 公債費		308,783
	1 公債費	308,783
3 諸支出金		312,340
	1 一般会計繰出金	312,340
歳 出 合	計	858,923

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法				
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他
公共用地先行取得事業	千円 237,800	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の率)	政 府 銀 行 その他の	年以内 10	年以内 4	年賦若しくは半年賦、元利均等若しくは元金均等償還又は満期一括償還	左記の条件の範囲内において借入先に融資条件がある場合、その条件に従うことができる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

議案第 6 号

令和8年度 和泉市介護保険事業特別会計予算

令和8年度和泉市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18, 085, 260 千円と定める。

2 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。
(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 200, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

第 1 表 歳入歳出予算（事業勘定）

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		3,940,112
	1 介護保険料	3,940,112
2 分担金及び負担金		19
	1 負担金	19
3 使用料及び手数料		300
	1 手数料	300
4 国庫支出金		4,019,977
	1 国庫負担金	3,103,335
	2 国庫補助金	916,642
5 支払基金交付金		4,646,970
	1 支払基金交付金	4,646,970
6 府支出金		2,451,879
	1 府負担金	2,287,321
	2 府補助金	164,558
7 財産収入		1,847
	1 財産運用収入	1,847
8 繰入金		3,021,725
	1 一般会計繰入金	2,833,431
	2 基金繰入金	188,294
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		2,430
	1 延滞金及び過料	326
	2 貸付金元利収入	32
	3 雑入	2,072
歳 入 合 計		18,085,260

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		539, 416
	1 総務管理費	303, 514
	2 徴収費	39, 502
	3 介護認定審査会費	195, 659
	4 運営協議会費	741
2 保険給付費		16, 588, 646
	1 介護サービス給付費	15, 190, 755
	2 介護予防サービス等給付費	610, 275
	3 高額介護サービス給付費	483, 936
	4 高額医療合算介護サービス給付費	66, 542
	5 特定入所者介護サービス給付費	225, 309
	6 保険給付諸費	11, 829
3 地域支援事業費		911, 301
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	618, 412
	2 包括的支援事業・任意事業費	292, 889
4 基金積立金		1, 847
	1 基金積立金	1, 847
5 公債費		1, 000
	1 公債費	1, 000
6 諸支出金		13, 050
	1 債還金及び還付加算金	13, 050
7 予備費		30, 000
	1 予備費	30, 000
歳 出 合 計		18, 085, 260

議案第 7 号

令和8年度 和泉市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度和泉市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4, 085, 991千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		3,264,035
	1 後期高齢者医療保険料	3,264,035
2 使用料及び手数料		154
	1 手数料	154
3 繰入金		814,449
	1 一般会計繰入金	814,449
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		5,752
	1 延滞金・加算金及び過料	209
	2 償還金及び還付加算金	10
	3 受託事業収入	5,475
	4 雜入	58
6 国庫支出金		0
	1 国庫補助金	0
7 市債		1,600
	1 市債	1,600
歳 入 合 計		4,085,991

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		62,896
	1 総務管理費	42,810
	2 徴収費	20,086
2 広域連合納付金		4,018,531
	1 広域連合納付金	4,018,531
3 諸支出金		3,564
	1 償還金及び還付加算金	3,564
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合	計	4,085,991

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納付書等印刷及び封入封緘事業	令和 8 年度 } 令和 9 年度	千円 4,074